

# 資料 1

## 旧神明町老人いこいの家 概要

### 1 土地・建物概要

#### (1) 土地

- ①所在地 川崎市幸区神明町2-2
- ②敷地面積 676.27㎡
- ③用途地域 第二種住居地域  
※建ぺい率60%、容積率200%
- ④高度地区 第三種高度地区（建築物の高さの最高限度20m）
- ⑤台帳価格 186,109千円

#### (2) 建物

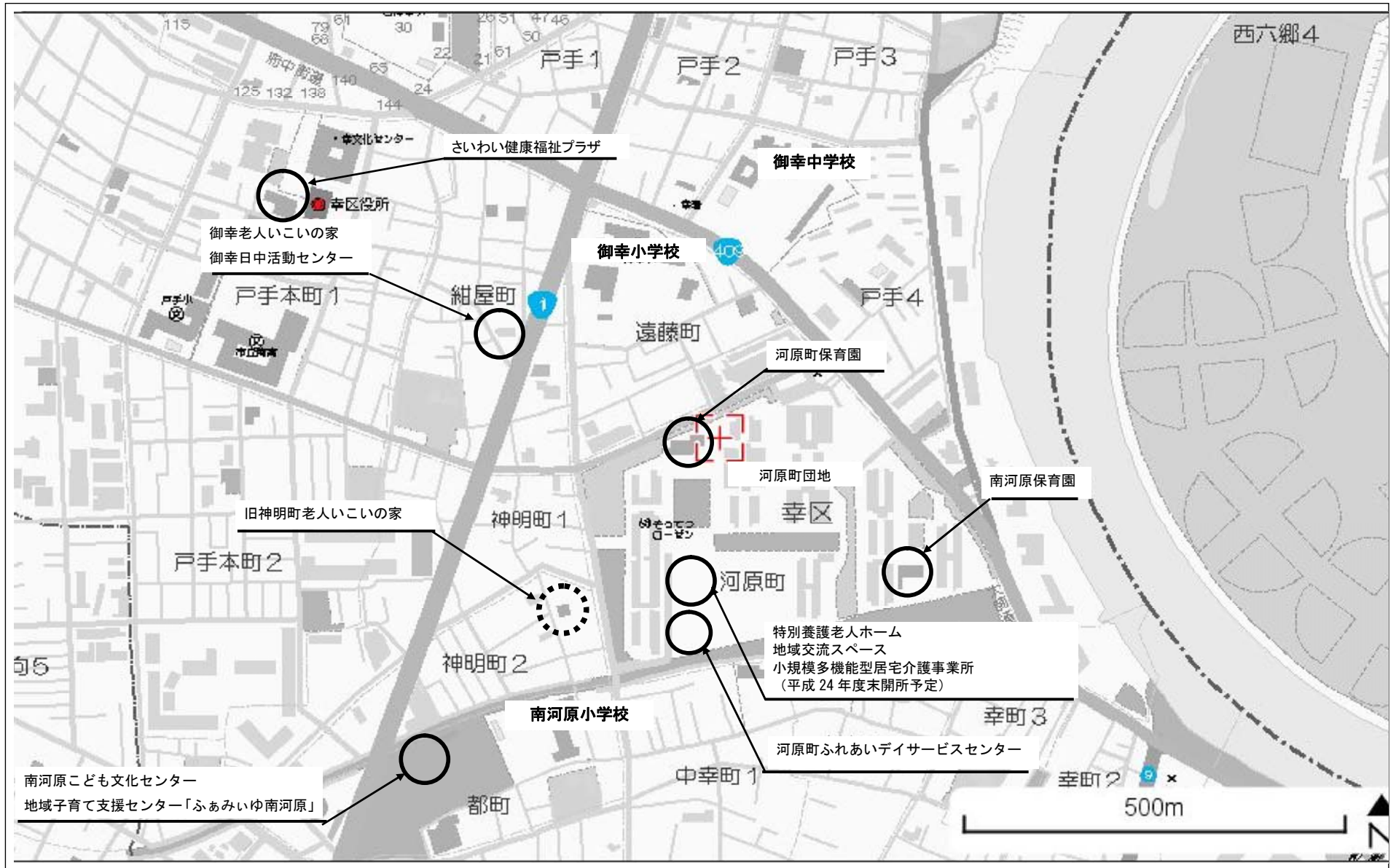
- ①延床面積 214.56㎡（うち倉庫 9.91㎡）
- ②構造 軽量鉄骨造平屋建（倉庫 コンクリートブロック造平屋建）
- ③建築年月 昭和38年3月（築年数 49年）
- ④台帳価格 7,801千円（うち倉庫 227千円）

### 2 神明町の高齢化の状況について

	全人口	65歳以上	高齢化率
神明町1・2丁目	3,719人	559人	15.0%
幸区	155,795人	30,348人	19.5%
川崎市	1,417,486人	242,579人	17.1%

【町別年齢別人口統計 平成24年3月末日】

旧神明町老人いこいの家周辺地図

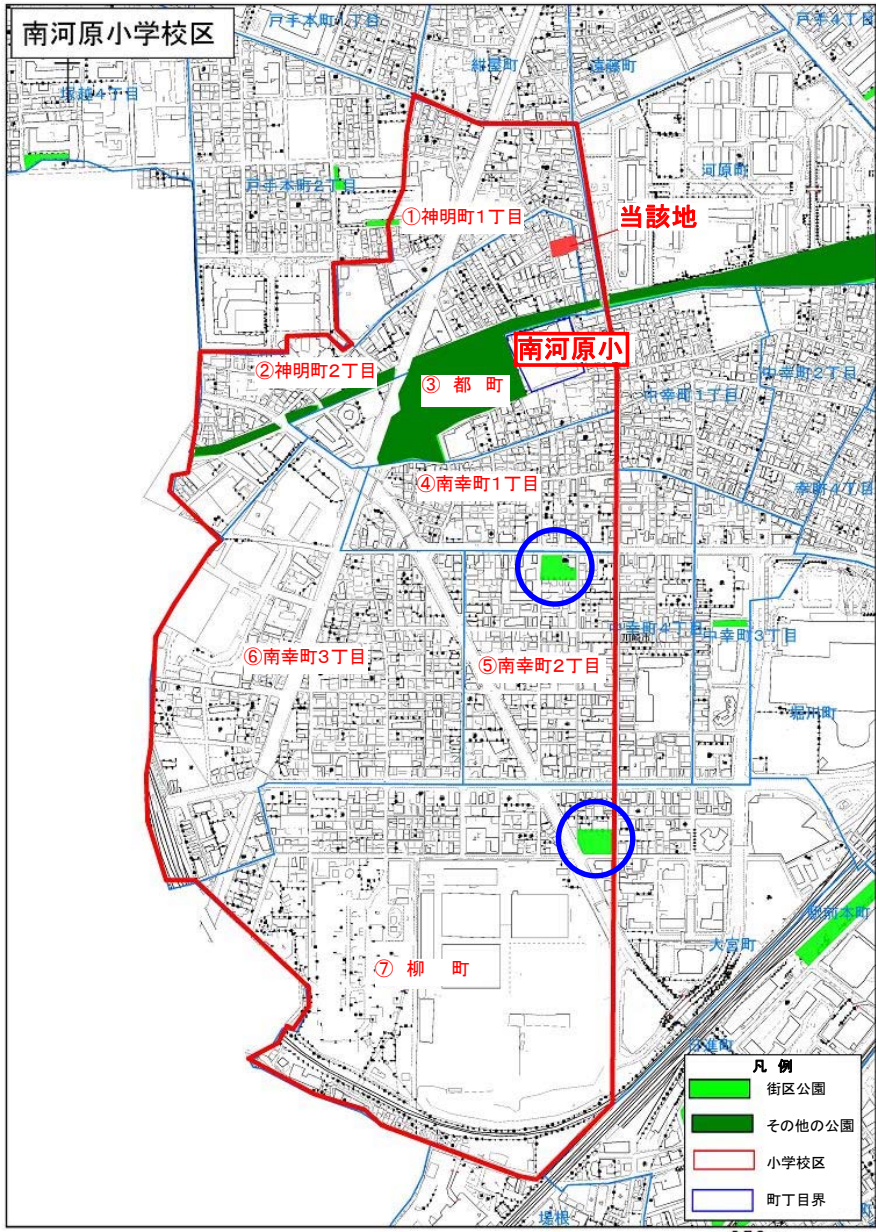


# 資料 3

## 旧神明町老人いこいの家におけるこれまでの経過

- 昭和38年 4月 神明町保育園設置
- 昭和46年 6月 河原町保育園を開設し、神明町保育園を閉園する計画があったため、神明町保育園跡地を児童公園にする趣旨の陳情書が市長あてに提出される
- 9月 同趣旨の陳情書が議長あてに提出される
- 10月 市議会第4委員会（当時）において審議の結果、継続審議
- 昭和47年 2月 同委員会において審議の結果、全会一致で採択
- 4月 河原町保育園の設置により神明町保育園閉園  
市民生局（当時）と神明町町内会において、保育園の建物と跡地を「老人いこいの家及び留守家庭児ホール」として利用することについて地元と協議
- 9月 地元町内会との間で市長名により覚書（参考資料参照）を締結
- 昭和48年 1月 神明町老人いこいの家開設
- 平成23年 3月 神明町老人いこいの家運営委員会において、神明町老人いこいの家が老朽化により御幸老人いこいの家へ機能移転したことに伴い、当該建物は解体することを説明  
その際、運営委員の1人であった神明町町内会長より、建物を解体せず、そのまま利用したい旨の意見有り
- 平成23年 3月 神明町老人いこいの家廃止  
庁内関係課により跡地利用について検討
- 平成23年11月 跡地活用について、市の方向性として公園を整備したい旨、神明町町内会へ説明
- 平成23年12月 神明町町内会から要望書が提出される
- 平成24年 2月 要望書を受け、再度、庁内で協議したが、公園を整備するという方向性について、変更がない旨、神明町町内会へ説明

<街区公園優先配置地区>



身近な公園の整備推進について

<身近な公園の整備推進に向けた方向性>

川崎市緑の基本計画

- ◇平成20年3月「川崎市緑の基本計画」の改定
- ◎公園緑地の整備に関する4つの施策
  - ①大規模公園緑地の整備推進
  - ②身近な公園の整備推進
  - ③多様な手法による公園緑地の整備推進
  - ④リフレッシュパーク事業の推進

●身近な公園の整備推進の考え方  
 小学校区を構成する町丁目の3分の2に公園がない場合、優先的にその小学校区に公園を整備する。

身近な公園の整備推進の考え方

●身近な公園の整備推進の考え方に基づくと、川崎市内114地区(小学校区)のうち、32地区が優先的に公園の整備が必要な地区となる。



身近な公園の整備推進の考え方(32地区位置図)

多様な手法による公園緑地の整備の考え方

- ①公共用地の転用  
公共施設の再編や道路・河川等の整備に伴う未利用地の活用による公園緑地の整備。
- ②借地公園制度の活用  
平成16年度の都市公園法改正に対応した借地方式による公園整備の実施。
- ③用地取得  
地権者からの用地買収による公園緑地の整備。
- ④開発行為等における公園緑地の整備  
一定規模以上の建築行為及び開発行為における事業者協議・指導による公園緑地の整備。









身近な公園の整備推進に向けた方向性

32地区を「優先的に整備を推進する地区」として位置づけ、多様な手法により身近な公園の整備を推進する。

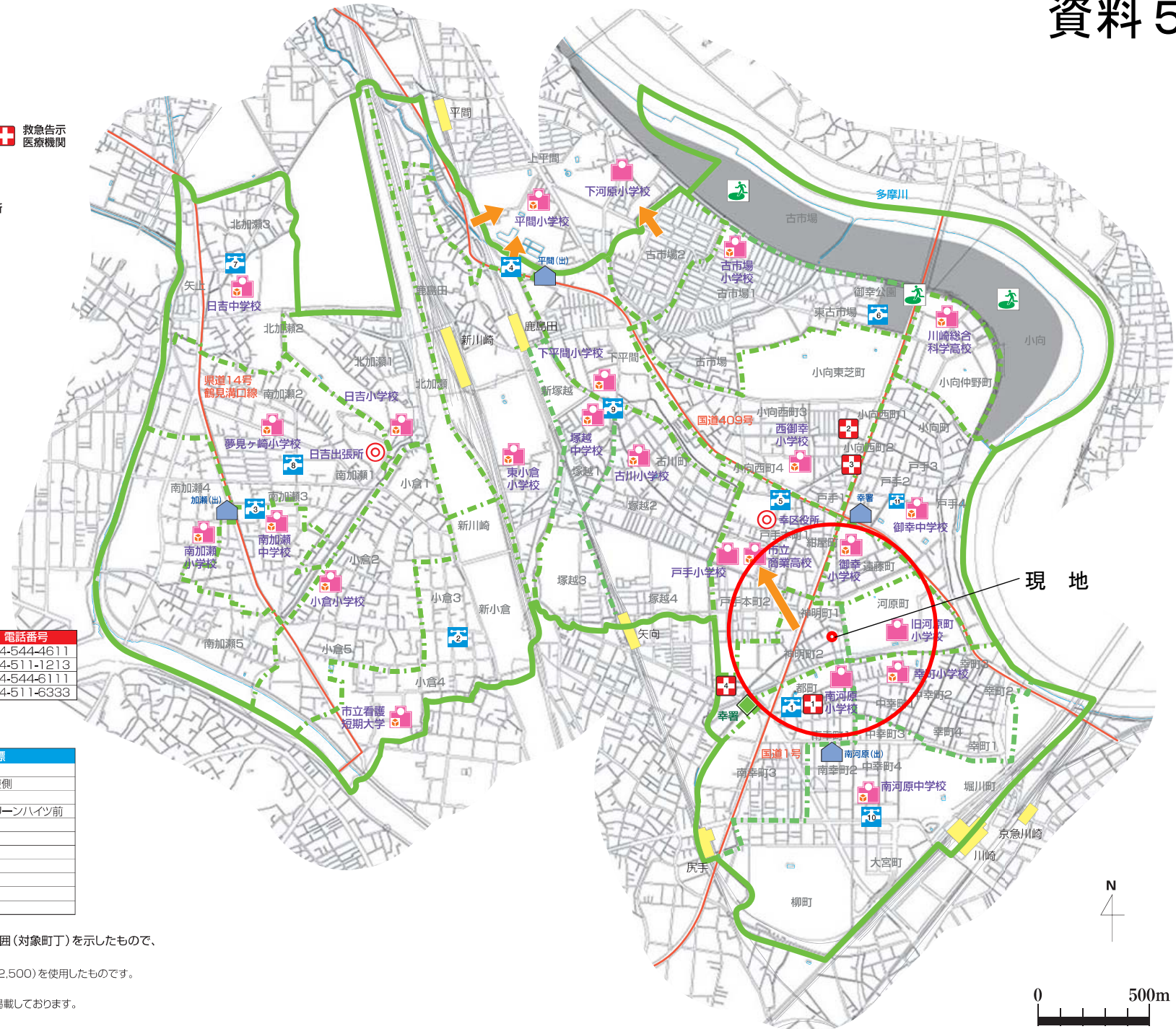
(緑の基本計画に基づく、おおむね2018年までの考え方。)

川崎市防災マップ

幸区

-  避難所
  -  備蓄物資
  -  消防署
  -  救急告示医療機関
  -  災害時応急給水拠点
  -  警察署
  -  広域避難場所
  -  市・区役所
- 緊急交通路  
(災害時に、救出救助や消火・物資輸送等)のため交通規制を行う道路
- 矢印は、境域を超えた避難所と町丁の関係を示す。

井戸の情報については  
区役所保健福祉センターで  
確認して下さい。



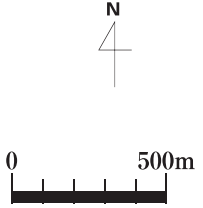
救急告示医療機関

No.	名称	住所	電話番号
1	川崎幸病院	都町39-1	044-544-4611
2	田代医院	小向西町1-47	044-511-1213
3	田村外科病院	戸手1-9-13	044-544-6111
4	川崎中央クリニック	神明町2-68-7	044-511-6333

災害時応急給水拠点

No.	所在地	目標
1	都町39-1	幸病院西側
2	小倉811-1	ブルーホーム・バナナ園東側
3	南加瀬3-10-1	南加瀬中学校西側
4	下平間1-2	市住宅供給公社鹿島田グリーンハイツ前
5	戸手本町1-11-1	幸区役所構内
6	東古市場1	御幸公園内
7	北加瀬2-3-1	日吉中学校前
8	南加瀬2-19-4	南加瀬五反公園内
9	塚越1-60	塚越中学校内
10	中幸町4-31	南河原中学校内
11	戸手4-2-1	御幸中学校西側

図上の.....は、各学校を避難所とする範囲(対象町丁)を示したもので、この範囲は一応の目安です。  
 ※川崎市の承認を得て同市発行の都市計画基本図(1/2,500)を使用したものです。承認番号(川崎市指令ま計第190号)  
 ※この防災マップは、平成24年2月6日現在の情報を掲載しております。







覚 書

昭和46年6月17日付をもつて小向広報委員長より陳情（陳情第33号）のあつた別添の民生局所管旧神明町保育園の土地及び建物の利用につき川崎市長（以下「甲」という。）と川崎市幸区神明町町内会長及び神明町婦人会長（以下「乙」という。）との間に覚書を締結する。

- (1) 所 在 川崎市幸区神明町2丁目2番地
- (2) 敷地面積 676.52㎡
- (3) 建 物 軽量鉄骨亜鉛葺平家建 214.56㎡

- 1 甲は建物を老人いこいの家及び留守家庭児ホールとして使用する。
- 2 甲は園庭をこどもの遊び場として開放し、設備及び管理に要する経費を負担する。
- 3 甲は事業に支障のないかぎり、地域の社会福祉に関する会合等に施設の利用を認める。
- 4 甲は現在の建物が老朽化した場合、その後の利用につき陳情の趣旨を尊重し、乙と協議する。

この覚書について問題が生じた場合は甲乙協議のうえ誠意をもつ

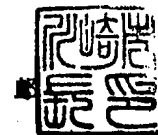
参考資料

て、その解決をはかる。

なお、この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

昭和47年 9月 9日

甲 川崎市川崎区宮本町 /  
川崎市長 伊 藤 三



乙 川崎市幸区神明町 ■ の ■  
神明町町内会長 氏 名 印  
  
川崎市幸区神明町 ■ の ■  
神明町婦人会長 氏 名 印